

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 18 日

一般社団法人 信書便事業者協会 殿

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

テレワーク等の推進について

平素は、信書便行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月18日、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

基本的対処方針では、緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」とされており、当該都道府県における出勤回避の取組について、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進」することとされています。

職場への出勤等（テレワーク等）については、これまでも周知のご協力をいただいたところですが、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から総務省に対して、改めて以下の事項に関し、所管団体への周知について協力依頼がありました。

- ・緊急事態措置区域から除外された都道府県において、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワーク等を実施すること。
- ・上記以外の都道府県においても、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を引き続き実施すること。

貴協会におかれましては、本件の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（添付資料）

- 参考 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 3 月 18 日変更）（抜粋）
- 参考 2 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言

以上

<本件お問い合わせ先>

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309